

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた 制度的措置について

2025年4月25日（金）

第8回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料

目次

- 1. 電気及びガスの小売契約における電磁的方法による書面交付義務の履行に係る需要家からの承諾の取得方法について**
2. ガス開栓に係る取引環境の整備について

電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法

- 電気事業法上、小売電気事業者等が、**電磁的方法（Web、メール等）で書面交付義務を履行するには、書面等**（書面又は電気事業法施行規則第3条の15に定める電子情報処理書式を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）**で需要家の承諾を得る必要がある。**
- 書面等により需要家の承諾を得ることを要する趣旨は、需要家が電磁的方法を用いた提供に係る承諾をするか否かについて、①十分な情報を与えられた上で慎重に判断し、かつ②当該承諾の有無を事後的にも明確にする点にある。
- 昨年、**需要家が電話口で承諾した旨を録音する方法で当該承諾を取得していた小売電気事業者に対して、上記の趣旨に照らして当該方法は認められないとして行政指導を行った。**
- 他方で、需要家の電話口での承諾を録音する方法については、過去に示された行政判断（次頁参照）は存在するものの、**指針等では明記されていない。**
- このため、需要家の電話口での承諾を録音する方法は認められないことを明確化するため、**電気の小売営業に関する指針の改正を建議**することとしたい。また、ガスに関しても同様であるため、**ガスの小売営業に関する指針についても改正を建議**することとしたい。

【参考】過去の行政判断

- 第23回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて、提案事項に対する回答として、需要家の電話口での承諾を録音する方法は適切ではない旨が示されている。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容
11	⑤	訪問営業および電話勧誘時の書面交付の見直し	電力小売営業時（訪問販売および電話勧誘）の契約情報に関するお客様へのフィードバック手法につき、以下の検討をお願いしたい。 ①訪問販売 ・特商法の一部改正により、「申込時/契約時」の書面交付について電磁的方法での代替（電子メールやWeb表示等）を可能としてもらいたい。 ②電話勧誘販売時 ・特商法の一部改正により、「申込時/契約時」の書面交付について電磁的方法での代替（電子メールやWeb表示等）を可能としてもらいたい。 ・電気事業法上、契約前の書面交付義務を電磁的方法で代替するための要件となっている、「需要家の電磁的方法による承諾」の内容として、電話の音声データを残すことも該当することとってもらいたい。 なお、上記要望事項のうち、特定商取引法については、令和3年6月16日公布の改正特定商取引法において、法律上、上記の書面交付義務について、電磁的方法での代替を認める趣旨の条文が規定されており、その具体的内容は今後政省令等で規定されると認識している。2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギー由来の電気の販売を増加させることが重要である点も踏まえ、電気小売の営業活動の効率化及び電力需要家の利便性の向上の観点から、当該政省令等においては、「電磁的方法による承諾」を書面以外の方法で許容するとともに、上記電磁的方法での代替が明示的に許容されることとってもらいたい。

(中略)

所管省庁の検討結果		
（提案内容①②特定商取引法部分について） 訪問販売について、令和3年改正特定商取引法第4条第2項、同条第3項、第5条第3項、電話勧誘販売について、同法第18条第2項、同条第3項、同法第19条第3項。 （提案内容②電気事業法部分について） ・電気事業法第2条の13第2項、第3項、第2条の14第1項、第2項 ・電気事業法施行令第2条第1項、第3項 ・電気事業法施行規則第3条の12第12項、第3条の13第5項、第3条の14、第3条の15	（提案内容①②特定商取引法部分について） ②電気事業法部分について） 対応不可	（提案内容①②特定商取引法部分について） 契約書面等の電子化については、令和3年の改正法の附帯決議においては、書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、書面交付義務が持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと、書面交付の電子化に関する承諾の要件を検討するに当たっては、関係者による十分な意見交換を尽くすこと、とされた。このため、令和3年7月から「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」において検討されているところであり、今後、その結果も踏まえ、令和5年6月の施行までに必要な政省令改正を行う予定です。 提案内容②のうち電気事業法について 契約締結前の供給条件に関する事項の書面交付義務の趣旨は、料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、電気の利用者が料金その他の供給条件を十分に理解した上で電気の供給を受けることができる環境を整備することにあります。 また、契約締結後の契約締結に関する事項の書面交付義務の趣旨は、契約内容を明確にさせ、後日、契約の当事者間で紛争が生じることを未然に防止し、万一紛争が生じたとしても、書面に記載された契約内容に従って解決が可能となると考えられることにあります。 そして、電気は国民生活及び経済活動に必要不可欠な財であるという性質上、情報通信の技術を利用できない電気の利用者も電気事業法による保護の対象とする必要があるという観点から、書面の交付によることを原則としています。 同様の観点から、当該原則に対する例外を許容する要件である「承諾」は慎重になされる必要があり、かつ、トラブルの未然防止のためには、明示的かつ記録に残る承諾が求められることから、電気事業法施行規則第3条の15各号によって認められている方法に限定しております。これに対し、小売電気事業者等が承諾に係る電話の音声データを残す方法については、電気の利用者が承諾を慎重に行ったといえるか否かは個々の電話の内容によって異なりうるため、電気事業法施行規則第3条の15各号によって認められている他の方法と異なり、電気の利用者による一定の慎重な承諾が期待できるとはいえないこと等からして、承諾の方法としては適切ではないと考えております。

【参考】電気事業法施行規則の解釈

- 電気事業法施行規則第3条の15に定める情報通信技術を利用する方法として、以下の方法が規定されている。
 - ①電子メールを送信する方法であって、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの（例：需要家が電子メールで承諾する旨を記入して送信する）
 - ②当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法（例：需要家が小売電気事業者のウェブサイトアクセスして承諾の入力をする）
 - ③電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法（例：需要家がUSBに承諾した記録を保存して交付する）
- 需要家の電話口での承諾を録音する方法は、上記の①～③と比較して、需要家の能動的な意思表示の程度が劣り、需要家の判断が十分に慎重に行われない可能性があることや、事後的な確認の容易さにおいて異なるものであると言える。
- なお、電気通信事業法や特定商取引に関する法律においても、電磁的方法で書面交付義務を履行するに当たっての承諾の取得方法として同様の規定があるが、総務省及び消費者庁に確認したところ、いずれも、需要家の電話口での承諾を録音する方法は想定していないとのことであった。

（「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」「契約書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係るガイドライン」参照）

電力の小売営業に関する指針の改正案

改定後	現行
【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 2 契約締結前の書面交付義務 (1) 契約締結前の書面交付義務の意義 説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、小売電気事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。（以下略） (2) 遵守すべきルール ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 i) 需要家の承諾を得る方法 需要家の承諾を得る方法については、あらかじめ、需要家に対し、小売電気事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（電気事業法施行令（昭和46年政令第206号）第2条第1項並びに施行規則第3条の14及び第3条の15）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない（電気事業法施行令第2条第2項）。 <u>なお、前述の2(1)の趣旨に照らせば、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない。</u> 3 契約締結後の書面交付義務 ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 i) 需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の2（2）ウi）参照。電気事業法施行令第2条第3項。）。	【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 2 契約締結前の書面交付義務 (1) 契約締結前の書面交付義務の意義 説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、小売電気事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。（以下略） (2) 遵守すべきルール ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 i) 需要家の承諾を得る方法 需要家の承諾を得る方法については、あらかじめ、需要家に対し、小売電気事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（電気事業法施行令（昭和46年政令第206号）第2条第1項並びに施行規則第3条の14及び第3条の15）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない（電気事業法施行令第2条第2項）。 （新設） 3 契約締結後の書面交付義務 ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 i) 需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の2（2）ウi）参照。電気事業法施行令第2条第3項。）。

ガスの小売営業に関する指針の改正案

改定後	現行
【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 2 契約締結前の書面交付義務 (1) 契約締結前の書面交付義務の意義 説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、ガス小売事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。（以下略） (2) 遵守すべきルール ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 i) 需要家の承諾を得る方法 ガス小売事業者等は、ガス事業法第14条第3項の規定により、電磁的方法により小売供給に係る料金その他の供給条件を提供しようとするときは、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（施行令第2条第1項）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該需要家が再び承諾をした場合は、この限りでない（施行令第2条第2項）。 <u>なお、前述の2(1)の趣旨に照らせば、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない。</u> 3 契約締結後の書面交付義務 ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 i) 需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の2（2）ウi）参照。）。	【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 2 契約締結前の書面交付義務 (1) 契約締結前の書面交付義務の意義 説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、ガス小売事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。（以下略） (2) 遵守すべきルール ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 i) 需要家の承諾を得る方法 ガス小売事業者等は、ガス事業法第14条第3項の規定により、電磁的方法により小売供給に係る料金その他の供給条件を提供しようとするときは、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（施行令第2条第1項）。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該需要家が再び承諾をした場合は、この限りでない（施行令第2条第2項）。 （新設） 3 契約締結後の書面交付義務 ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 i) 需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の2（2）ウi）参照。）。

【参考】 関係条文（1/4）

電気事業法（昭和39年法律170号）

（供給条件の説明等）

第2条の13 （略）

- 2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 **小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。**この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第2条の14 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一～三 （略）

- 2 **小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。**この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

【参考】 関係条文（2/4）

電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）

（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第2条 小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十六条第二項第一号において同じ。）は、**法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。**

2 （略）

3 前二項の規定は、法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）

（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第3条の15 **令第二条第一項**（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて**経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。**

一 電子メールを送信する方法であつて、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

【参考】 関係条文（3 / 4）

ガス事業法（昭和29年法律51号）

（供給条件の説明等）

第14条（略）

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 **ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。**この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第15条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一～三（略）

2 **ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。**この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

【参考】 関係条文（４／４）

ガス事業法施行令（昭和２９年政令第６８号）

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第２条 **ガス小売事業者等**（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。）は、**法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供**しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、**書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの**（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

２ （略）

３ 前二項の規定は、法第十五条第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号）

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第１６条 **令第二条第一項**（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて**経済産業省令で定めるものは、次に掲げるもの**とする。

一 電子メールを送信する方法であつて、ガス小売事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

目次

1. 電気及びガスの小売契約における書面交付義務に係る需要家からの承諾の取得方法について

2. ガス開栓に係る取引環境の整備について

ガス開栓に係るガス小売事業者・卸売事業者間の協議の促進

- 第7回制度設計・監視専門会合（以下「第7回専門会合」という。）において、ワンタッチ卸を利用するガス小売事業者のガス開栓の受付日数（需要家から何営業日以降の開栓を受け付けるか）を短縮し、ガス開栓に係る取引環境を整備するため、適正なガス取引についての指針を見直す方針について御了承いただいた。本日は、具体的な改正案について御議論いただきたい。

対応策（2／2）

令和7年3月31日開催
第7回制度設計・監視専門会合
資料6（抜粋）

- ②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者がそれぞれ確保している申込内容の誤り等に備えたバッファについては、需要家との接点はガス小売事業者にあることを鑑みると、申込内容の誤り等に備えたバッファはガス小売事業者側で確保することとすれば、ワンタッチ卸事業者の受付日数（何営業日以降の開栓を受け付けているか）が短くなり、ガス小売事業者の受付日数も短くなる可能性がある。
- そのため、例えば、申込内容に誤り等があった場合の対処（開栓日の再調整等）についてはガス小売事業者が需要家に対して責任を持って行う前提の下、**ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、申込内容の誤り等に備えて確保しているバッファの削減について要請があった場合には、ワンタッチ卸事業者は要請に誠実に応じることを「望ましい行為」として「適正なガス取引についての指針」に記載することは考えられるのではない。**
- なお、ワンタッチ卸事業者が確保しているバッファの中には、申込内容の誤り等に備えたもののほか、短期間で大量の申込みがあった場合等に備えた処理対応のためのバッファも存在するが、処理対応のためのバッファの削減には設備投資や人員増強等が必要になることから、上記の「望ましい行為」の対象とするものではない。

適正なガス取引についての指針の改正案（1 / 2）

- 第7回専門会合では、指針の改正案に関して、ガス小売事業者からの要請の有無によってガス開栓の受付日数が変わってくる可能性があるため、「**ワンタッチ卸事業者が標準処理期間を示す形としてはどうか**」「**ワンタッチ卸事業者は（申込内容の誤り等に備えた）バッファの削減をすべきということ**を原則として記載してはどうか」という御意見を頂いた。
- 卸売契約における条件は、**ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議により決められることが原則**であり、実態として、**卸価格に加えて、処理の速度や受付日数、システムの利用のしやすさ等もワンタッチ卸事業者間の競争の要素**となっている。また、**需要家の申込内容の誤り等に備えたバッファの内容や誤り等の処理方法はワンタッチ卸事業者によって異なる**。
- このため、**指針において方向性を示した上で、ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議を促進することが重要**であると考えられる。
- なお、ワンタッチ卸事業者は、業務運用やシステムの都合上、**画一的に受付日数を設定する（ガス小売事業者ごとに個別に受付日数を設定することはしない）**ものと考えられる。

参考：第7回専門会合での御議論（関連部分抜粋）

【松田委員】

- 提案としては、「望ましい行為」として、ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、バッファ削減の要請があった場合には、要請に誠実に応じることが望ましいと記載するとのことだが、ガス契約のスイッチングにおいて物事が滞ったりするのだとすれば、手続きの標準化に関して、まだまだ取り組むべき点があるのではないかと想像している。
- 今回の提案のように「望ましい行為」として書くと、例えば、**要請があった場合には要請に応じるし、要請がなかった場合は何もしないといったことになり、事業者ごとに表示する日数が変わってくる可能性がある**と考えられる。また、事業者ごとに要請があるかないかで変わってくるということで、より一層対応が各社各様になってきて標準化から遠のいてしまうのではないか。
- **要請があるなしにかかわらず、そもそも卸売事業者としては、最短標準処理期間といった考え方のように、バッファを入れずに、通常であればこの日数で回答できるが、イレギュラーなことがあれば別途日数が掛かる可能性がある、という形で、そのような期間を一律に示すということも考えられるのではないか。**

【二村委員】

- 提案の意図としては良いと思うが、バッファの削減について要請があった場合にはという点に関して言うと、**そもそも小売事業者の側からはバッファがあるのかないのか、どの程度バッファがあるのかということは分からないケースも多いのではないか**と思う。そういう意味では松田委員の御提案のとおり、**要請のあるなしではなく、一般的な原則として書いた方が良いのではないか**。書き方として、例えばできるだけ速やかに対応するということが良いのか、もう少し踏み込んだ方が良いのかは御意見を頂きたいところではあるが、ややこの書き方では、小売事業者の側からするとどうすればよいのだろうかとなってしまっているのではないかと思う。また、一方で、小売事業者からバッファの削減を要請されても、ワンタッチ卸事業者からは「そんなバッファはありません」と言われてしまうのではないかと懸念した。もう少し書き方を検討できるのではないか。

【事務局（下津取引監視課長）】

- 誠実に応じるという記載の仕方をしたが、ワンタッチ卸事業者と小売事業者の契約は民民のものであり、バッファの確保に関しても当事者間の交渉によって決めるというのが原則であると考えている。一定の方向性を示しつつ、当事者間の交渉を促進すべく、誠実に対応、という表現を使った。
- 頂いた御意見を踏まえて、どのように記載するかは検討したい。

適正なガス取引についての指針の改正案（２／２）

- 以上を踏まえ、「卸売分野における適正なガス取引の在り方」の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」として、下記の記載を追加する改正を建議することとしたい。

第二部 適正なガス取引についての指針

Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方

２ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進

ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合、卸売事業者がガス小売事業者から需要場所への卸供給申込みを受けて一般ガス導管事業者に託送申込みを行うことになるが、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて、原則としてガス開栓の予定日まで猶予のある需要家に係る申込みのみを受け付けている卸売事業者も存在しており、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある。

こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて設けている期間を削減するなど、誠実に対応することが望ましい。